

## 25 公衆浴場法における営業者の役割

川 端 美 季

立命館大学先端総合学術研究科

本報告では、公衆浴場法における営業者の役割に注目しながら公衆浴場法の成立過程における国会での議論を中心に考察する。

公衆浴場法案は一九四七（昭和二二）年、一九四八（昭和二三）年第一回、第二回国会において審議され、一九四八（昭和二三）年七月十二日に公布された。公衆浴場法は、公衆浴場を全国一律に規制する最初の法律であった。この法律の成立以前は各府県の「取締規則」により、公衆浴場は規制を受けており、公衆浴場法に相当する法律は存在しなかった。

営業者の役割は公衆浴場法第三条、第四条、第五条二項に規定されている。本法律案第三条とは「浴場業を営む者（営業者という。以下同じ）は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴

者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。」であり、第四条とは「営業者は傳染性の疾病にかかっている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を与える処のある精神病者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。」である。第五条二項とは、「入浴者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならぬ。」である。これらは原案のまま可決された。本報告では、特に議論された第三条第四条を検討する。

これらは公衆浴場法成立過程の一九四八（昭和二三）年六月二十七日衆議院厚生委員会において特に細かく議論がなされた。第三条第四条が規定しているのは、営

業者の「衛生及び風紀に必要な措置を講じ」る義務、「傳染性の疾病にかかつている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を与える処のある精神病患者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならぬ」という義務である。前者の措置基準は都道府県条例に準拠しており、後者は明確な法的基準がなく、営業者の判断にまかされている。同委員会での柳原亨委員と三木行治政府委員の質疑応答において、「公衆浴場の経営者がその主観において認め得る疾病」であると三木政府委員が明言している。

「傳染性の疾病」として、ここでは特に性病が想定されている。山崎道子委員は、第三条に関連させ、「実際においてこのごろの浴場は非常に非衛生的なものがあります。今度の性病予防法の参考資料を見ても、浴場で性病に感染したという統計が非常に多く出ております」と述べている。こうした性病予防法の参考資料が引用、参照されることを通じて本法律は規定された。

また「精神病患者」については、管見の限りにおいて精神病患者が健康者と一緒になぜ入浴してはいけないの

かまつたく議論されることがなく、精神病患者を認める「基準」が明確にされることはなかった。「精神病患者」の入浴拒否義務が伝染病予防でないにもかかわらず、営業者に課せられたのは、第三条の「衛生に必要な措置」というより「風紀に必要な措置」として位置づけられたからではないだろうか。なおこの文言は一九八七（昭和六二）年精神衛生法の改正とあわせて公衆浴場法一部改正による精神障害者の欠格条項の削除が実現するまで残ることとなる。

第四条は曖昧な規定であるがゆえに、営業者の主観的判断がゆだねられている部分が多い。そのことによつて、性病など伝染病の感染を防ぎ、日常的な公衆衛生を保持する役割が営業者に課されることとなった。以上をまとめると公衆浴場法において、全国的に営業者に課せられた役割は公衆浴場という公的な場において衛生を維持していくための役割、その風紀を保つための役割であった。